このページは自動生成のため、本来の表記と異なる場合があります。

[資料] フランスぶどう酒法(一)

| その他のタイトル | [Material] French Law of Wines |
|----------|--------------------------------------|
| 著者 | 木村 健助 |
| 雑誌名 | 關西大學法學論集 |
| 巻 | 17 |
| 号 | 2 |
| ページ | 169-184 |
| 発行年 | 1967-07 |
| URL | http://hdl.handle.net/10112/00027315 |

フランスぶどう酒法⇔

一 ぶどう酒とは何か

名一 ぶどう酒の分類 (以上本号)

第四 ぶどう酒法史

^{免六} 原産地名称権

現行ぶどう酒法

スを凌いでいる。しかし品質でははるかにフランスに及ばない。なでは、最近イタリアが工業的大量生産方式によって、フランウ。これがすべてフランスぶどう酒の源泉である。世界中で最も美味なぶどう酒を産出しているのもフランスである。世界中で最も美味なぶどう酒を産出しているのもフランスである。世界中で最ものでは、どう酒を生産してきた国はフランスである。世界中で最ものでは、アランス国内を旅行すると、ことに中部や南部の地方では、フランス国内を旅行すると、ことに中部や南部の地方では、

フランスのぶどう栽培地の面積は、

日本国内の水田の面積の半

フランスぶどう酒法

(-)

木 村 健 助

分に近い。この簡単な比較でほぼその規模がわかるであろう。フランスでは、ぶどう栽培はきわめて厳格な制限に服している。 それでも、現にこれだけの広さを維持している。栽培されるぶ それでも、現にこれだけの広さを維持している。栽培されるぶ それでも、現にこれだけの広さを維持している。 現在施行されているぶどう酒をつくるためのものである。食用 のぶどうは、わずかにその二一三%に過ぎない。 生産を厳重に制限する法令である。強力な制約を加えている。 生産を厳重に制限する法令である。強力な制約を加えている。 とう酒法典」(Code du vin)から、小はただ一個条だけの省令 までさまざまである。これらの法令の中で最も重要なものが、 生産を厳重に制限する法令である。強力な制約を加えている。 る人たちもあるくらいである。フランス古来のぶどう栽培に関 る人たちもあるくらいである。フランス古来のぶどう栽培に関 る人たちもあるくらいである。の質のためである。極言すれば、 なご法目的は、増産ではない。品質のためである。極言すれば、

八五(一六九)

いずれも日常欠くことのできないものである。しかし、現実的小麦をつくらせる。ぶどう酒とパンは、フランス人にとって、は、収穫は多いが高級ぶどう酒の醸造には適しない。やせた土まり肥えた土地には育たない。肥沃な土地に栽培されたぶどうまり肥えた土地には育たない。肥沃な土地に栽培されたぶどうためのぶどうは、あこれが二千年来のフランスぶどう酒立法についての伝統的方針

剰になることもある。ぶどう酒対策もなかなかむつかしい。 乗になることもある。ぶどう酒対策もなかなかむつかしい。 乗になる。フランス人は吞み手 (buveurs) である。常用酒は並等のぶどう酒である。上等のぶどう酒は、なるべく多く外国に輸出する。フランス人は吞み手 (buveurs) である。常用酒は並等のぶどう酒である。上等のぶどう酒は、なるべく多く外国に輸出する。カが国などでも、多量のフランスぶどう酒が愛用されている。カが国などでも、多量のフランスぶどう酒が愛用されている。から、ぶどう酒であるから、ぶどう酒をは行かない。このような生産制限の下においても、ぶどう酒醸してなることもある。ぶどう酒対策もなかなかむつかしい。

踏査したわけでもないし、ぶどう酒の各種を一一味見したわけうやぶどう酒についての知識に乏しい。ぶどうの産地を詳しくその上に、ぶどう酒に関する法令を解説するのに、筆者はぶどそれ以後の最近の資料に欠けているので紹介も十分ではない。本稿は、一九六二年ころまでの資料によったものであって、

雑であるが素描をして紹介してみたいと思ったのである。 株であるが素描をして、 今度は、 ぶどう酒法一般について甚だ粗いて」)機縁として、 今度は、 ぶどう酒法一般について甚らったのを(昭和三八年第一二巻四・五合併号所載、「フランス法における統制原産地名称――特に Champagne と Cognac につにおける統制原産地名称――特に Champagne と Cognac につにおける統制原産地名称――特に Champagne と Cognac につにおける統制原産地名称――特に Champagne と Cognac についている。 本稿を草するにはふさわしでもない。 紙上の知識に過ぎない。 本稿を草するにはふさわし

第一 どぶう酒とは何か

食糧政策としては、小麦畑をぶどうによって侵蝕させるわけに

日、フランスぶどう酒法典第一条は、「新鮮なぶどう果実または新鮮なぶどう果汁の発酵によってのみ造られたものでなけたは新鮮なぶどう果汁の発酵によってのみ造られたものでなけたは新鮮なぶどう果汁の発酵によって

詳しく規定している。

さの条文は、ぶどう酒を定義し、ここにいうぶどう酒以外は、この条文は、ぶどう酒をいっての禁止事項と許容の限界をあっため、単なるぶどう酒という名称では表示することを許さないもの、およびぶどう酒という名称では表示することを許さないもの、およびぶどう酒という名称では表示することを許さないもの、およびぶどう酒とに適しないとしたのであぶどう酒というぶどう酒以外は、この条文は、ぶどう酒を定義し、ここにいうぶどう酒以外は、この条文は、ぶどう酒を定義し、ここにいうぶどう酒以外は、

が最初ではない。すでに早く、一八八九年八月一四日法の第一法令によってぶどう酒の定義を規定したのは、ぶどう酒法典

販売することを禁止するものである」といっている。その後、う酒の定義を内容とし、すべての他の類似生産物をこの名称で しようとし、または販売することはできない」と規定した。さ 書き改めて、「いかなる飲料も、新鮮なぶどう果実または新鮮 れる生産物の性質を明らかに示す義務を生産者および販売業者 での説明によると、この法律は、ぶどう酒の名で消費に供せら きない」としている。この法案が議会に提出されたときの上院 の名称で、発送し、販売し、または販売しようとすることはで 条にそれが現われている。その条文の規定は、やや簡単に「何 保護し、またこれによって国のぶどう生産を助長しようとする ために、ぶどう酒の販売の際の詐欺を防止して消費者の健康を に負わしめることを目的とする。この法律は、衛生上の目的の 人も、新鮮なぶどう果実の発酵の産物以外のものを、ぶどう酒 れば、ぶどう酒の名称で販売のために所持または輸送し、販売 なぶどう果実の果汁の発酵によってのみ生産されるものでなけ 一九二一年八月一九日令の第一条は、この定義を一そう詳しく 希望によるものである。そして、「この第一条の条文は、ぶど

的定義とはいえないだろう。通俗な定義としては、例えばラルに適するものを枠づけをしたのであって、もとより厳密な科学、このぶどう酒の定義は、保健の上から見て、飲料として消費

フランスぶどう酒法

ぶどう酒法典に組み入れられて、その第一条の規定となったのらにその後、この定義は、少し語句を改められ、一九三六年の

産によって定義することを選んだ。すなわち、ぶどう酒は新鮮産によって定義することを選んだ。すなわち、ぶどう酒は新鮮きるだけ簡略にしたような定義である。法典の定義は厳密に科きるだけ簡略にしたような精密な割合での化合物の一つではない。すことができるような精密な割合での化合物の一つではない。ずことができるような精密な割合での化合物の一つではない。中仏のぶどう酒とアルザスのぶどう酒との、バニュールとシャカことができるような精密な割合での化合物の一つではない。常知という同一名称に通ずる共通の性質の相当多くのものが存在である。ある割合の酒精、多少の酸性は、この液体の本質的な特であるとおもわれるが、この液体を、法律家たちは、その生質であるとおもわれるが、この液体を、法律家たちは、その生質であるとおもわれるが、この液体を、法律家たちは、発の生質であるとおもわれるが、この液体を、法律家たちは、その生質であるとおもわれるが、この液体を、法律家たちは、その生質であるとおもわれるが、この液体を、法律家たちは、その生質であるとおもわれるが、この液体を、法律家たちは、発酵された飲料」と記されている。

第一一条までの規定もまたそのためである。 定をもって詳しく補う必要がある。ぶどう酒法典の第二条から一条の規定する定義だけでは、その規制が十分でない。他の規なるまでの過程で生ずる変化や、加えられる操作について、第変質や病気の発生を免れない。純粋のぶどう果汁がぶどう酒に変質や病気の発生を免れない。純粋のぶどう果汁がぶどう酒に なぶどう果実またはその果汁の発酵の産物であると」。

界二条は、「vin doux(未発酵ぶどう果汁の意)という名称「 - ション ロサター・ファイ

したあとの搾りかすを再び圧搾してとった液体(②おり(沈で 地方的な正常の慣習に従って圧搾して得られる量をすでに醸造 ることができない。禁止は五項目に分けて規定されている。⑴ を列挙する。これらのものは、ぶどう酒という名称では販売す である。第三条には、飲料に適しないぶどう酒とせられるもの あるものは、単なる vin という名称をつけることができないの 指称するために用いられる」と定めている。まだ発酵の途中に ん物)を圧搾してとった液体 ③生産者または卸し売商によっ 新鮮なぶどう果汁が発酵の途中で飲料に供せられるものを

て所蔵されたぶどう酒で、販売の際に酸味をおび始めまたは他

グラム未満か、アムモニア含有量が一リットル中二〇ミリグラ いるか、総酒石酸が酒石酸二カリとして一リットル中一・二五 ち少なくともその二つを呈するもの――すなわち三つの特徴と 量が七五サンチグラム未満のもの。および次の三つの特徴のう 見も風味も異常なもので、酒石酸二カリとして総酒石酸の含有 もの⑤その他の病に侵され、酸敗を伴いまたは伴わないが、 されて硫酸として揮発酸が一リットル中一・二〇グラム以上の と酸敗したぶどう酒の特徴のあるもの、および単純な酸敗に侵 酒で、成分や外見は明らかな変化を示さないが味見をしてみる グラムを越えるもの (4)小売商によって所蔵されているぶどう の原因のために、硫酸としての揮発酸が一リットル中一・一〇 ムを越えているか、である。 揮発酸が硫酸として一リットル中一・二○グラムを越えて

> ここに記すのは、法典の規定の略述である。 詳細には、それらを合わせて読むことを要すると考えられる。 記するにとどめる。なお、ぶどう酒法典のこれらの規定は、そ ことは筆者にとってははなはだ困難であるから、要点だけを摘 れている。これらの専門技術的な規定を正確に訳出し解説する 条第一号にぶどう酒について一二項目、第二号にぶどう果汁に や操作は許されて、第四条にそれらの事項が規定されている。 の後に公布された諸法令の規定によって補充されているから、 ついて一三項目、および第三号に一項目、計二六項目が列挙さ 醸造技術的または化学分析的な事項に関するものであって、同 しかし、ぶどう酒の正しい醸造・貯蔵を目的とする処置

の添加。 る処理 (9)カラメルの添加による色付け ンニンの添加 (8)精製炭によって強化される白ぶどう酒の清澄 ラム限度の食塩の添加 (7)清澄を効果的ならしめるに必要なタ カゼインまたは魚にかわなどを用いる清澄 (6) ーリットルーグ 酸ガスによる処理 ロ白ぶどう酒の甘味づけ ③ぶどう酒の部分的濃縮のための冷 互の混合 ②濃縮ぶどう果汁・未発酵ぶどう果汁などによる辛 第四条第一号によって許容されている操作は、 ④パストゥル殺菌法、ろ過、詰め替え、空気または純粋炭 (1)重亜硫酸カリゥムによる処理 (5)けいそう土、純たん白質、新鮮血液、純 (10)一定限度の無水亜硫酸によ (12)純粋結晶クエン酸 (1) ぶどう酒相

凍

同第二号の規定に列挙されたぶどう果汁についての許容は次

火入れ、パストゥル殺菌、冷凍、通気、ろ過、詰め替え モニゥムなどの添加 粋結晶酒石酸の添加 による亜硫酸除去 汁の使用 の一三項目である。①石こうの使用 なお、 (3)以上列挙の方法のほか特に農務大臣の許可する方法。 同条第三号に規定しているのは、アルコール含有量最 (3)純粋重亜硫酸カリゥムによる処理 (5) タンニンの添加 (7)りん酸の添加 (9)酵素の使用 (1)精製炭による清澄 ②糖および濃縮ぶどう果 (8)純粋結晶りん酸アン 6酸性不足の果汁に純

医・四度の果汁について、アルコールの添加の許容である。 「一条までに規定されている。(1)ぶどう酒に、飲料に 多から第一一条までに規定されている。(1)ぶどう酒に、飲料に をから第一一条までに規定されている。(1)ぶどう酒に、飲料に をから第一一条までに規定されている。(1)ぶどう酒に、飲料に をい(七条一項)(2)品質や産地などについて、購買者を偽わる目的でぶどう酒の自然的な状体を変えるための処理および操 をはい、品質・産地・種類について購買者を偽わる目的でぶ でう果汁およびぶどう酒の変質をかくしてその病気をなおすため、 とである(同条三項以下)。 (1)ぶどう酒に、飲料に をい、ぶどう酒の変質をかくしてその病気をなおすため、 とできるために、その目的物を展示・販売・所持する の偽造を仮装するために、その目的物を展示・販売・所持する の偽造を仮装するために、その目的物を展示・販売・所持する の偽造を仮装するために、その目的物を展示・販売・所持する の偽造を仮装するために、その目的物を展示・販売・所持する。

②アルコールの添加を禁止して、赤ぶどう酒でエキスに対する(さらに、同第八条の規定は、①割り水を禁止し(同条一項)

フランスぶどう酒法

の使用を禁止し、第一一条は 《diffusion》 という方法でつくの使用を禁止し、第一○条は、ぶどう酒醸造中におけるぶどう糖酵の後に、いちじく・米・麦その他の糖化物の発酵または蒸留つき一グラムを越える食塩(同条三号) ④発酵の際または蒸留する、① 著色料(同条一号) ②硫酸・塩酸・サルチル酸・ほう酸その他これに類似のもの(同条二号) ④発酵の際または蒸留する、① 著色料(同条一号) ②硫酸・塩酸・サルチル酸・ほう酸その他これに類似のもの(同条二号) ④発酵の際または蒸留が高い、いちじく・米・麦その他の糖化物の発酵または蒸留が高い、いちじく・米・麦その他の糖化物の発酵または、ぶどう酒酒精の割合が四・六を、白ぶどう酒で六・五を越えたものは酒酒精の割合が四・六を、白ぶどう酒で六・五を越えたものは酒酒精の割合が四・六を、白ぶどう酒で六・五を越えたものは酒

の第二次発酵に結果するものでなければならない(同条二項)。の第二次発酵に結果するものでなければならない(同条二項)の許容の規定(法典一―四条)は、第五条によって、発ぼうぶとう酒にも適用される。さらに第六条は、発ぼうぶどう酒につるガス加圧も適法であるとしている(同条一項二号)。ただし、るガス加圧も適法であるとしている(同条一項二号)。ただし、るガス加圧も適法であるとしている(同条一項二号)。ただし、るガス加圧も適法であるとしている(同条一項二号)。ただし、るガス加圧も適用される。というに第二条によって、発ぼうぶの第二次発酵に結果するものでなければならない(同条二項)。

ではなくて、特殊のぶどう酒であるが、前に記したぶどう酒の

られるぶどう酒の製造を禁止する。

(II)

発ぽうぶどう酒 (vins mousseux) は、

単純なぶどう酒

Recueil Sirey, lois annotées 1890, p. 618

lbid., 1890, p. 619 sous-note.

- ⊚ lbid., p. 2237.
- ⊕ lbid., 1936, p. 235.
- Jules Carles, La chime du vin, p. 9,

第二 ぶどう酒の分類

法令の上では、特にぶどう酒を四つの種類に分けている。(a) 法令の上では、特にぶどう酒を四つの種類に分けている。(a) 法令の上では、特にぶどう酒を四つの種類に分けている。(a) 法令の上では、一般によく知られているように、その色によって分けるとは、一般によく知られているように、その色によって分けるとか、造り方によって分けるとか、産地別に分けるなどの分け方がある。これらの分け方によるそれぞれの種類も、法規の上にしばしば見えるのであるから、先ずこれを一応説明して、そのしばしば見えるのであるから、先ずこれを一応説明して、そのしばしば見えるのであるから、先ずこれを一応説明して、そのしばしば見えるのであるから、先ずこれを一応説明して、そのしばしば見えるのであるから、先ずこれを一応説明して、そのしばしば見えるのであるから、先ずこれを一応説明して、そのあとに法令上の分類を述べることにする。

)色分けによる分類

どうからも(この場合は果皮を除いて)造られるが、赤ぶどう中に浸出させるのである。白ぶどう酒は、白ぶどうからも黒ぶどうを搾って造られるが、果皮を除かないで、その色素を酒の色である。赤ぶどう酒は黒(赤)ぶどうから醸造される。黒ぶの、()赤ぶどう酒(vins rouges) これが代表的なぶどう酒の

酒ができる。

的に脱色して造ることもあるが、それでは上質のぶどう酒にない。 本産地は、ブルゴーニュ地方である。昔から英国人は、ブルゴムニュ産の辛口の赤ぶどう酒を好み、バーガンディといえば赤いでう酒が多く産出されるからである。ブルゴーニュ地方では、赤ぶどう酒は四〇一四五%である。ボルドー地方では、赤ぶどう酒は四〇一四五%である。ボルドー地方では、赤ぶどう酒は四〇一四五%である。ボルドー地方では、赤ぶどう酒は四〇一四五%である。ボルドー地方では、赤ぶどう酒は四〇一四五%である。ボルドー地方では、赤ぶどう酒は四〇一四五%である。ボルドー地方では、赤ぶどう酒は四〇一四五%である。ボルドー地方では、赤ぶどう酒になり回る。

(b) 自ふとう濯(vms plancs) 自ふとう濯に自ふとうからも造ること前述の通りである。赤ぶどう酒を人工ある。その大部分はシャンパーニュ(シャンペン酒) になってある。その大部分はシャンパーニュ(シャンペン酒) になってある。その大部分はシャンパーニュ(シャンペン酒) になってある。その大部分はシャンパーニュ(シャンペン酒) になってある。特にこの地方の名産地 Marne 県などでは、九八%までいる。特にこの地方の名産地 Marne 県などでは、九八%までいる。特にこの地方の名産地 Marne 県などでは、九八%までいる。特にこの地方の名産地 Marne 県などでは、九八%までいる。特にこの地方の名産地 Marne 県などでは、九八%までいる。特にこの地方の名産地 Marne 県などでは、九八%までいる。と名づけられる白ぶどう酒の原料には、やはり白のシャルドネーなどの品種が選ばれている。白ぶどう酒で品質のよいものを多量に産するのは、ボルドー地方である。グラーヴよいものを多量に産するのは、ボルドー地方である。グラーヴよいものを多量に産するのは、ボルドー地方である。方になどう酒では、カー・ディケム Châteaux d'yquem をはじめ最高級白ぶどうトー・ディケム Châteaux d'yquem をはじめ最高級白ぶどうトー・ディケム Châteaux d'yquem をはじめ最高級白ぶどうトー・ディケム Châteaux d'yquem をはじめ最高級白ぶどうれている。シャー・ディケム Châteaux d'yquem をはじめ最高級白ぶどうトー・ディケム Châteaux d'yquem をはじめる。

- 色ぶどう酒にすることもできる。この場合の桃色ぶどう酒は、 色の濃い果汁は赤ぶどう酒にして、その中間の果汁を取って桃 出される色の着かない果汁は白ぶどう酒にし、最後の方で出る といわれる。統制名称酒となっている桃色ぶどう酒は、ローヌ 色がどうであろうと性質は赤ぶどう酒よりも白ぶどう酒に近い しまうのである。また、黒ぶどうを搾る際に、最初の間に搾り ぶどうから造るが、果皮から色素が完全に浸出する前に搾って 桃色ぶどう酒(vins rosés) 赤ぶどう酒と同じように黒
- 有名な特産地である。 ためきわめて高価につき、手に入れにくいという。ジュラ県が したり味が落ちたりして、しばしば失敗することがある。その を生じ、少しづつ酸化して黄色になる。しかし、その間に変質 古した樽におよそ六年の間貯蔵する。徐徐に徴妙な芳香と風味 として造られたぶどう酒を、すでに黄色ぶどう酒用として使い 種であるが、特殊の醸造技術によって造られる。白ぶどう酒 わらぶどう酒(vins de paille) 麦わらぶどう酒である。 黄色ぶどう酒(vins jaunes) 同じく中間色ぶどう酒の
- であって、法令の規定する最低限酒精度は、ジュラ産では一五 三個月の間、麦わらの床の上で――または石ころな どの 上で いるものはジュラ県に多く産している。ぶどう収穫後二個月か 前記の黄色ぶどう酒とともに、統制名称法によって認められて 干してから醸造にかかる。香りの高い酒精の強いぶどう酒

フランスぶどう酒法

 \leftrightarrow

いってよい。 名前がつけられたが、その色からいえば黄色ぶどう酒の一種と 度である。元来は白ぶどう酒であって、わら床仕立てからこの

る。 ついている。やはり中間色のぶどう酒の一種である。「ロレー ヌの鈍色ぶどう酒」といわれる通り、ロレーヌ地方が有名であ 鈍色ぶどう酒(vins gris) にび色で、きわめて薄い色が

醸造方法による分類

酒がある。 普通のぶどう酒のほか特殊の醸造法による次のようなぶどう

河沿岸地方やアンジュ地方などで多く産する。

こには述べない。 ている。これについては、かつて解説したことがあるから、こ シャンパーニュに関しては、法令はきわめて詳細な規定を設け どう酒については、さきに法典の規定を一応説明したが、特に 自然発ぽう酒(vins mousseux naturels)とである。 発ぽうぶ ンパーニュ醸造法によるもの(すなわちシャンパーニュ)と、 いろいろのタイプがあるが、最もよく知られているのは、シャ 風 発ぽうぶどう酒(vins mousseux) 発ぽうぶどう酒にも

mur とか、ドローム県の Die とか、タルン県の Gaillac など 出している。自然発ぼう酒で有名なのは、アンジュ地方のSau-れる。また、シャンパーニュ地方以外の地方でも発ぽう酒は産 に、このような統制名称を認められていない発ぼう酒もつくら シャンパーニュ地方では、統制名称酒シャンパーニュのほか

ある。 vouvray ペチアンなどがそれであって、いずれも統制名称酒でる。トゥレーヌ地方で産するトゥレーヌ・ペチアンやヴヴレース、弱い発ぼうをする特殊の発 ぽ う 酒(vins)pétillants(があである。発ぼう酒の一種で、びんの中での軽い二次発酵によっ

- る。南仏で多く産する。統制名称酒も多い。になる。発酵中にこれを添加すればリキュールぶどう酒ができある。発酵前にアルコールを添加するとミステール(mistell)の、リキュールぶどう酒ではなる。発酵前にアルコールを添加するとミステール(mistell)の、リキュールぶどう酒(vins de liqueur) 発酵中にアルコール
- も、アルコールを添加しないで甘味を含んでいるソテルヌなど要件の下に醸造される(法典一六六―一六八条)。甘口といってである。リキュールぶどう酒の一種であって、発酵中に五―一である。リキュールぶどう酒の一種であって、発酵中に五―一である。リキュールぶどう酒の一種であって、発酵中に五――である。リキュールを添加して造る。アルコールでなくて、アルコールを添加して造る。アルコールでなくて、アルコールを添加しないで甘味を含んでいるソテルヌなどとして四種に限定され、果汁の収量も制限されている。厳格などして四種に限定され、果汁の収量も制限されている。 バニュール Banyuls は最も有名ピレネーがその産地である。 バニュール Banyuls は最も有名ピレネーがその産地である。 バニュール Banyuls は最も有名ピレネーがその産地である。 バニュール Banyuls は最も有名になる。 アルコールを添加しないで甘味を含んでいるソテルヌなどの、アルコールを添加しないで甘味を含んでいるソテルヌなどの、
- 植物や薬草などによって特別の香味をつけたぶどう酒である。に白ぶどう酒を土台にして、砂糖やアルコールを加え、香味料() 香味(または薬味)ぶどう酒(vins aromatisés) おも

われたが、今日では約四割までであろう。品質のよいぶどう酒

産である。この地方のうちガール、エロール、オードおよび東

大部分は一般消費用の並酒の赤ぶどう酒あでる。工業的多量生

ピレネーの四県のぶどう収穫は、かつて全国の半分以上だとい

のようなぶどう酒とは区別されている。

ぶどう酒である。る物の選択は相当に自由である。ヴェルモットなどがこの種のる物の選択は相当に自由である。ヴェルモットなどがこの種の原酒八○%を必要とし、二○%までは配合物を許し、配合され

国 産地別による分類

て Jules Guyot 以来伝統のぶどう地理上の分け方によった。 地方に分けて概観を述べることにする。この分け方は、主とし 詳しく記すことにする。今ここでは、便宜上大きく産地を一〇 ある。このことは後に原産地名称酒の説明をする際にもう少し その中の小さな村例えばマルゴー Margaux だけを指すことも 画とは別の定め方によっている。いわばぶどう地理によってい 産地と品質が一致する。シャンパーニュの如きはその例である。 その地名はまた直ちにぶどう酒の種類品質を指すことになる。 が、法令の定めるぶどう酒原産地名称となっている場合には、 (Bordelais) というように広い範囲をいうこともあり、 るのである。 このぶどう 地理による 産地名は、 ボルドー地方 また、ぶどう酒を産する地方・地域・地区は、普通の行政的区 は品質的な区別と必ずしも一致しない。しかし、原産地の地名 (A) 南仏地方(Midi) 現在この地方で産出するぶどう酒は ぶどう酒は産地によってそれぞれ特徴があるが、産地の区別 または

限定酒(V. D. Q. S.)が多く出ている。 を相当量つくられている。統制名称酒もできるし、ことに上質

の州の名である。今日の中部東寄りのイオヌ県、コート・ドー をもっていた Bertin という農夫が、僧院と同じ方法でよいぶ たぶどう酒を醸造していた。このぶどう園の隣りに、ぶどう畑 こに僧院が建てられて、領主からぶどう園を与えられた。僧院 ころ、ディジョンの近くに Bèze という小さな村があって、こ ベルタンというのは、もとぶどう園の名である。古く七世紀の などは最も有名な産地である。前に述べた「ぶどう酒の王」シ (Côte de Nuit) やコート・ド・ボーヌ地域 (Côte de Baune) 中でも、コート・ドールの南部の高地コート・ド・ニュイ地域 方(Beaujolais)までを含んでブルゴーニュと称している。その しかし、ぶどう酒に関しては、更にローヌ県のボージョレー地 ル県、サオヌ・エ・ロアール県およびアェン県がこれに当る。 どう酒を造り始めた。この畑がベルタンの畑 Champ Bertin と の僧たちは、このぶどう園から収穫したぶどうで品質のすぐれ ャンベルタンは、このコート・ド・ニュイの産である。シャン Bèze とともに、 最高のブルゴーニュの赤ぶどう酒をつくって ャンベルタンの畑は、 昔僧院に属していたぶどう園 Clos de いわれて有名になり、後には Chambertin と呼ばれるようにな ブルゴーニュ Bourgogne ブルゴーニュというのは、 統制名称酒 Chambertin と同じく Chambertin clos de 今日でも、 Gevrey-Chambertin という村にあるこのシ 昔

Bèze がそれである。

でも最高級の赤ぶどう酒が造られる。 分割されて約五〇人の所有者たちに属している。このぶどう園ともに、国に没収され、後に個人に売り渡されたが、現在ではいぶどう園を所有していたが、大革命の時に他の僧院のそれといぶとう関を所有していたが、大革命の時に他の僧院のそれといるがら少し南の Vougeot という小さな村にも、僧院が広

栽培者たちは、よく働いて美しい畑をつくり優秀なぶどうの収装飾的なぶどう畑はあるまいと賞賛されているように、ぶどうすでに紀元──二世紀の昔からよく耕作されてきたものといわすでに紀元──二世紀の昔からよく耕作されてきたものといわれる。今日においても、この地方のぶどう畑より以上に高度にれる。今日においても、この地方のぶどう畑よっている。統制名称法によー地域(Chablis)は白ぶどう酒で聞えている。統制名称法によー地域(では、よく働いて美しい畑をつくり優秀なぶどう畑もを中心にして、ぶどう畑もでに、これで、いって、いった。

またディー Die は発ぼう酒の産地として名高い。 の両岸地方である。イゼール、アルデーシュ、ドローム、ヴォの両岸地方である。イゼール、アルデーシュ、ドローム県は名産地の両岸地方である。イゼール、アルデーシュ、ドローム、ヴォの両岸地方である。イゼール、アルデーシュ、ドローム、ヴォの両岸地方であるが、これを特に有名なわらぶどう酒につくる。 穫に励んでいる。

である。これは行政上の地名ではない。前述のブルゴーニュやといえば、ボルドー市を中心とする周囲の広い地域を含む名称う酒を指す。ぶどう酒の産地としてのボルドー地方(Bordelais)は、ボルドー地方 ボルドー Bordeaux というのは、もとはは、ボルドー地方 ボルドー Bordeaux というのは、もとは

する。い。これらのことは、後に記す原産地名称権の項で詳しく説明い。これらのことは、後に記す原産地名称権の項で詳しく説明ルドー地方でできるぶどう酒をすべてボルドーというのではな

名称法によってその要件が規定されている名称であるから、ボである。しかし、ボルドーというぶどう酒名は、正式には統制ー地方で産するぶどう酒を総称して通俗にボルドーともいうのぶどう酒だけに関する特別の地名である。そして、このボルド後述のシャンパーニュのような旧制の州名をとったのでもない。

ある。また、この地域でできるぶどう酒の統制名称である。これわれにとっても、なじみの深い酒名である。この地方には、メドック地域(Médoc)だの、グラーブ地域(Graves)だの、メドック地域(Saint-Emilion)だの、わが国にもよく知られている豊かな域(Saint-Emilion)だの、わが国にもよく知られている豊かな域(Saint-Emilion)だの、わが国にもよく知られている豊かなぶどう産地が境を接している。このうち、メドック地域はボルカである。ボルドーは日本へも多量に輸入されているから、わ方である。また、この地域でである。よれているから、わ方である。また、この地域でできるぶどう酒の統制名称である。これが、「Authory によっているが、「Authory によっている。」によっている。これが、「Authory によっている。」によっている。これが、「Authory によっている。」にはいる。これが、「Authory によっている。」によっている。これが、「Authory によっている。」によっている。これが、「Authory によっている。」によっている。これが、「Authory によっている。」によっている。これが、「Authory によっている。」によっている。これが、「Authory によっている。」によっている。これが、Authory によっている。これが、Authory によっているが、Authory によっている。これが、Authory によっている。Authory によっている。Authory

してソテルヌ地域を形つくっているのである。世界で並ぶものBommes いずれも小さな村ばかり、 合わせて五個村が全体と民六○○余りの小村と、その附近の Barsac, Preignac, Fargues

南につづくソテルヌ地域は、狭い地域で、ソテルヌという住

のあたりは、南隣りのグラーブ地域と同じく、石英質の小石にのあたりは、南隣りのグラーブ地域と同じく、石英質の小石にか、サン・ジュリアンもサン・テステーフも、統制名称酒の名か、サン・ジュリアンもサン・テステーフも、統制名称酒の名か、サン・ジュリアンもサン・テステーフも、統制名称酒の名か、サン・ジュリアンもサン・テステーフも、統制名称酒の名か、サン・ジュリアンもサン・テステーフも、統制名称酒の名が、サン・ジュリアンもサン・テステーフも、統制名称酒の名が、サン・ジュリアンもサン・テステーフも、統制名称酒の名が、サン・ジュリアンもサン・テステーフも、統制名称酒の名のあたりは、南隣りのグラーブ地域と同じく、石英質の小石にのあたりは、南隣りのグラーブ地域と同じく、石英質の小石にのあたりは、南隣りのグラーブ地域と同じく、石英質の小石にのあたりは、南隣りのグラーブ地域と同じく、石英質の小石にのあたりでは、

世界のではない。この辺一帯はやせた土地で砂と小石ばかりである。小石は熱を保ち易い。グラーブとは、「熱い土地」りである。小石は熱を保ち易い。グラーブとは、「熱い土地」のである。この地域での一番著名なぶどう酒は Château Hautのである。この地域での一番著名なぶどう酒は Château Hautのである。この地域での一番著名なぶどう酒は Château Hautのである。この地域での一番著名なぶどう酒は Château Hautのである。この地域での一番著名なぶどう酒は Château Hautのである。この地域での一番著名なぶどう酒は Château Hautのである。しいう小さな町がある。モンテスキューは、これの世界に入れていたというのではない。グラーブ地域の Graves という名称も、これまた行政上の区グラーブ地域の Graves という名称も、これまた行政上の区グラーブ地域の Craves

というのは、その一族の家名であって、 昔は Eyquem であっすサン・テミリオン地区にあるシャトーに住んでいた。 yquemが代々所有していた邸館である。モンテーニュ自身は、次に記が代々所有していた邸館である。 このシャトーは、 モンテーニュの一族なき白ぶどう酒を造っているのが、このソテルヌ村の Château なき白ぶどう酒を造っているのが、このソテルヌ村の Château

このように軒並みに聖徒名のぶどう酒村がならんでいる。 このように軒並みに聖徒名のぶどう酒村がならんでいる。 このように軒並みに聖徒名のぶどう酒村がならんでいる。 せれる。ボルドー地方全般にわたってそうであるが、特にこの地域である。ボルドー地方全般にわたっている。この地域である。この地域で聖徒名を村名としていることである。この地域でで聖徒名を村名としている方とである。この地域で変にから東北にアントル・ドウ・メール地域(Entre-このように軒並みに聖徒名のぶどう酒村がならんでいる。サン・たいる村のうち、有名なぶどう酒村だけを算えても一六ほどある。ボルドー地方全般にわたってそうであるが、特にこの地域でなける。ボルドー地方全般にわたってそうであるが、特にこの地域である。ボルドー地方全般にわたってそうであるが、特にこの地域はカトリック信仰の深い聖徒告げるようであるが、特にこの地域はカトリック信仰の深い聖徒告げる。

の名産地とされているアルマニャック Armagnac もこの地方が存在する。コニャックとならんでオ・ド・ヴィ(ブランデー)が存在する。コニャックとならんでオ・ド・ヴィ(ブランデー)には方ピレネーまでの諸県を含む広範な地域である。この地方には方ピレネーまでの諸県を含む広範な地域である。この地方には

フランスぶどう酒法

に含まれている。

(f) 中央部(Centre)およびロアール地方(Loire) フランガ (Anjou=旧州名)は、特に名酒を多く産する。 発ぽう酒で体を指す。トゥレーヌ地方(Touraine=旧州名)やアンジュ地体を指す。トゥレーヌ地方(Touraine=旧州名)やアンジュ地体を指す。トゥレーヌ地方(Touraine=旧州名)やアンジュ地が、 中央部(Centre)およびロアール地方(Loire) フランジュ地方にある。

(8) シャンパーニュ Champagne あまりによく知られているシャンペーニュなどと同じく旧制の州名であって、現在の行政区画ルゴーニュなどと同じく旧制の州名であって、現在の行政区画ルゴーニュなどと同じく旧制の州名であって、現在の行政区画の地方で産するぶどう酒は、すべてがシャンパーニュと呼ばれるのではない。パリの東方に当るマルヌ、オートマルマ、オーブ、アルデンヌなどの諸県とその隣接地域が含まれている。この地方で産するぶどう酒は、すべてがシャンパーニュと呼ばれるのではない。シャンパーニュ醸造法によって造られた発ばこの地方で産するぶどう酒は、すべてがシャンパーニュと呼ばれるのではない。パリの東方に当るマルヌ、オートマルタ流どう酒だけが、特に統制原産地名称法の規定に従って、そうぶどう酒だけが、特に統制原産地名称法の規定に従って、そうぶどう酒だけが、特に統制原産地名称法の規定に従って、そうぶどう酒だけが、特に統制原産地名称法の規定に従って、そうぶどう酒だけが、特に統制原産地名称法の規定に従って、そうなどう酒だけが、特に統制原産地名であるでは、政権に対している。地元のシャンパーニュ地方では、厳格に制限された地域内で造られた規格にかなった発展う酒でなければ、この名称域内で造られた規格にかなった発展である。

の間紛争がつづいていた。そこへ、今世紀初葉に、ぶどう酒販このシャンパーニュという名称については、前世紀以来長年

九五(一七九)

売業者の中に悪質な詐偽的行為をはたらく者があって、 それぞれの地区で異なった品種のぶどうを栽培していて、それ けである。統制名称一○○におよぶブルゴーニュ地方などとは 最終的に解決したわけである。今日では、マルヌ・エイヌ両県 よって、この第二地帯を廃し、これを統制名称シャンパーニュ めることになった。その後一九三五年九月二八日の大統領令に pagne deuxième zone) というものをつくって、この名称を認 ここに含まれている。マルヌ県とエイヌ県の南部とに限って、 分通りはマルヌであって、Reims や Epernay などの名産地は ヌ県内だけに制限した。シャンパーニュの生産は、今日でも九 八日の命令で、シャンパーニュという名称を、マルヌ県・エイ 称を封ずるために、コンセイユ・デタは、一九○八年一二月一 を仕入れて来て、シャンパーニュと称して売り出した。この詐 ソミュール地方(発ぽう酒の産地)から、安い価格のぶどう酒 らを適宜に調合してシャンパーニュ造りをするので、ある地区 全然比較にならない。その理由は、シャンパーニュ地方では、 ているのである。 のほかオーブ県の一部もシャンパーニュ統制名称区域内に入っ の用いられる地域に編入し、ただし品質上の要件を厳格にして、 ・デタは、応急対策として、シャンパーニュ第二地帯(Cham-ーニュ州所属のオーブ県の業者が騒ぎをおこした。コンセイュ この名称を認めたのであった。そこで、除外された旧シャンパ この地方では、統制名称は、ほとんどシャンパーニュ一つだ 西部の

生れたところとして著名である。

る。地区的な名称が用いられないのである。で収穫したぶどうを、その地区で醸造するのではないからであ

フランシュ・コンテ地方(Franche-Còmté)

フランシ

地はぶどう酒の学問的研究の基礎を築いたルイ・パストゥルのという小さな町はぶどう酒名産地の中心になっているが、このほかリキュールぶどう酒や発ぼう酒もできる。北の方の Arboisでは、上質の赤ぶどう酒や発ぼう酒もできる。北の方の Arboisでは、上質の赤ぶどう酒や白ぶどう酒のほかに、良質の桃色ぶ方である。この地方では、ジュラ県が最も有名である。ジュラ・コンテもまた旧州名であって、フランス中東部スイス境の地

(i) コニャック地方(Cognac)とアルマニャック地方(Ar-バ)コニャック地方(Cognac)とアルマニャック地方(Ar-バ)コニャック地方(Cognac)とアルマニャック地方(Ar-バ)コニャック地方(Cognac)とアルザスのぶどう酒で有名である。この地方では、ぶどう畑が極度に細分されている。造らある。この地方では、ぶどう畑が極度に細分されている。造らある。この地方では、ぶどう畑が極度に細分されている。造らある。この地方では、ぶどう畑が極度に細分されている。造らある。この地方では、ぶどう畑が極度に細分されている。造らある。この地方では、ぶどう畑が極度に細分されている。造ら加いでは、アルザスのぶどう畑は、ライバ)フルザス・ロレーヌ地方、アルザスのぶどう畑は、ライバ)フルザス・ロレーヌ地方、アルザスのぶどう畑は、ライバ)フルザス・ロレーヌ地方、アルザスのぶどう畑は、ライバ)フルザスのがどう畑は、ライバ)フルザスのがどう畑は、ライバ)フルザスのがどう畑は、ライバ)フルザスのがどう畑は、ライバ)フルザスのがどう畑は、ライバ)フルザスのがどう畑は、ライバ)フルザスのがといった。

デーの産地である。ぶどう酒を蒸留して造られるオー・ド・ヴ

magnac) この二つの地方は、オー・ド・ヴィすなわちブラン

ックは、ボルドー市の南方に当る地方であって、コニャックにブランデーに統制名称コニャックが許されている。アルマニャい地域を含めてコニャック地方と称する。この地方で造られる一市の北方にある小さな町の名であるが、その周辺の相当に広ィの代表的な産地である。コニャックというのは、もとボルド

らである。

四 法令による分類

劣らぬ高級オー・ド・ヴィを産する。

三段階に分けて定めている(法典二九四条)。地方酒が飲料に適 残余の県を一括して、これを列挙し、法規の適用上大きく九つ についてである。ぶどう酒法典は、全国を県単位に約二一と、 味の地酒に有りついたというような話は、すなわちこの種の酒 さまざまの段階にあたるものができる。旅行者が時にとても美 しかし、それぞれ産地により、また醸造法によって異なるから、 はないから、それほど優良な品質を誇るようなものではない。 その産地であるカントンの名を示して「……産の地方酒」(vin う地区ごとに、 産出するぶどう酒の最低限酒精度を九・五と九・○と八・五の の地方にまとめている。この九地方の各グルプについて、その に従わなければならない(同二九三条)。地方酒を販売するには すると認められるためには、農務大臣の指定に基づき、各ぶど する普通のぶどう酒であって、そのままで消費にあてるもので 後述する混成酒と異なる。原産地名称法による名称酒で 地方酒(vins de pays) 各地方においてそれぞれに生産 その生産するぶどう酒について定められた要件

町村の名は用いない。これは特に原産地名称として使われるかは、郡と町村との中間の区画である。この場合、産地名としてde pays provenant de...)と表示することを要する。カントン

原産地名称酒に分けられた。前者の普通名称に関して紛争のあ 法といっている。その後さらに補充整備され、一九三五年七月 されている。原産地名称というのは、一定の土地で栽培したぶ et eaux-de-vie 略して I. N. A. O.) の所管とされ、明確に区別 研究所(Institut national des appellations d'origine des vins る場合は、司法裁判所の裁判管轄に属し、後者の統制名称につ 三○日法によって、原産地名称酒は、普通原産地名称酒と統制 明定強化された。通例は、一九一九年法をもって最初の保護立 四二条)とがある。普通原産地名称酒はまた単純原産地名称酒 (法典三七条)と、統制原産地名称酒 (V.A.O. controlées) (同 原産地名称酒には、 称法によって排他的な専用名称を許されているぶどう酒である。 域的原産地名称(A. O. régionale)もあれば狭小な地区や町村 の土地の名を与えたものである。やや広い地域の名をとった地 どうを原料にして、その土地において醸造したぶどう酒に、 いては、すべて国立ぶどう酒およびオー・ド・ヴィ原産地名称 九○五年八月一日法に始まり、一九一九年五月六日法によって (V. A. O. simples) ともいう。原産地名称酒の保護立法は、 (b) 原産地名称酒(vins à appellation d'origine) 普通原産地名称酒(V. A. O. ordinaires)

って厳格な要件の下に許される名称なのである。良質のぶどういて厳格な要件の下に許される名称なのである。原産地名称は、そのぶどう酒の名称になるのである。ぶどう酒の産地名称は、そのぶどう酒の名称になるのである。ぶどう酒許されると、それはぶどう酒の名称になるのである。ぶどう酒許されると、それはぶどう酒の名称になるのである。ぶどう酒は地名だからとて、公共用の名称として、自由にどのぶどう酒は地名だからとて、公共用の名称として、自由にどのぶどう酒は地名だからとて、公共用の名称として、自由にどのぶどう酒は地名だからとて、公共用の名称として、自由にどのぶどう酒の名をとった地区的原産地名称(A. O. locale)もある。大は旧の名をとった地区的原産地名称(法典三八条)。特に法令による。

酒の生産を保護し、その品質を保証するためである。

の三段階に分けることができる。第一の最も広い地方に許されれているもの、および小さな地区だけに許されているもの、こ地方の全域にわたって許されているもの、やや広い地域に許さ統制名称の制度が始められた(法典四二条)。統制名称は、広いの統制原産地名称酒 略して統制名称酒ということにする。 ③統制原産地名称酒 略して統制名称酒ということにする。

(参照・法典四三条)。

るから、 区的名称であるとも解せられるが、また今日では、この地帯を ブ地域の中に含まれているのであるから、この名称は第三の地 個村に許されている名称であるが、この地帯はもともとグラー 解せられる。ソテルヌという名称は、ソテルヌ村とその附近四 制名称制度以前の原産地名称を踏襲しているのである。 ಠ್ಠ その附近に認められているマルゴーという名称などがそれであ communale)である。例えばメドック地域の中のマルゴー村と さらに、第三の一そう小さい地区に認められているものとして められているメドックとかグラーブとかの名称がそれである。 ボルドー地方の中の一部のメドック地域とかグラーブ地域に認 な統制原産地名称制度の下におかれていることには変りがない いずれにしても、 グラーブ地域とは別の地域として、ソテルヌ地域ともいってい ソテルヌのごときは、地域的統制名称とも地区的統制名称とも 地域的統制原産地名称(A. O. C. régionale)である。 例えば といわれている。第二のやや広い地域に認められているのは、 称がそれである。一般的統制原産地名称(A. O. C. générale) ュ地方全般に許されているボルドーとかブルゴーニュとかの名 ているものは、 しかし、これら三段階の区別は、必ずしも明確でない。統 地区的または町村的統制原産地名称(A. O. C. locale ou グラーブと並んで地域的統制名称であるといわれる。 例えばボルドー地方全般に、またはブルゴーニ これらいわゆる三段階の名称が、 すべて厳格 例えば

全国では三○○~三五○ほどになるだろう。統制名称の数は年一○○ぐらい算えられ、ボルドー地方では五○ぐらいである。かし、統制名称の数では、ブルゴーニュ地方が最も多くおよそブルゴーニュ地方では、ボルドーの三分の一くらいである。し分ぐらいであるが、その半分近くはボルドー地方で造られる。統制名称酒の年産量は、ぶどう酒全生産量の約一割~一割五

年増加して行くようである。

③上質限定酒(vins délimités de qualité supérieure 略してV.D.Q.S.) 一九四九年一二月一八日法によって規定された原産地名称酒の一種である。それ以前には非公式に業者の組合によって認定された原産地名称を名乗っているのに過ぎなかったが、後に法令で正規の名称として認められたのである。南部、が、後に法令で正規の名称として認められたのである。南部、が、後に法令で正規の名称として認められたのである。南部、が、後に法令で正規の名称として認められたのである。南部、が、後に法令では名称の数も、全部ではるのに過ぎなからわかり易い。日本ではあまり多くをへルをぶら下げているからわかり易い。日本ではあまり多くをベルをぶら下げているからわかり易い。日本ではあまり多くをベルをぶら下げているからわかり易い。日本ではあまり多くを

たのためにぶどう酒を混合する地方的慣習のある場合には、同元のためにぶどう酒を混合する地方的慣習のある場合には、同年二月ごの原産ぶどう酒の混合もまた混成酒にはならない(同条三相互の原産ぶどう酒の混合もまた混成酒にはならない(同条三九二条)。 国内で消費する常用酒の大部分は、この混成酒でせ、タンニンの過度なのと不足しているのとを合わせて、ぶどう酒の品質をよくすることができる。このようにして、それぞう酒の品質をよくすることができる。このようにして、それぞう酒の品質をよくすることができる。このようにして、それぞう酒の品質をよくすることができる。このようにして、それぞう酒の品質をよくすることができる。した。ことできる。販売業者は、需要の少ない酒を利用して味のよい酒を造さる。販売業者は、需要の少ない酒を利用して味のよい酒を造きる。販売業者は、需要の少ない酒を利用して味のよい酒を造きる。販売業者は、需要の少ない酒を利用して味のよい酒を造きる。販売業者は、需要の少ない酒を利用して味のよい酒を造り、顧客に安い値段で売ることもできる。

一九五三年九月三〇日令(一九五五年五月二〇日令によってこの常用ぶどう酒研究所がその任に当たる。 V. C. C.) を設置することにした。この研究所は、ぶどう酒生 をについて、経済的な方面でも技術的な方面でも広く研究およ が指導を行なう。統制名称酒については、統制原産地名称研究 が指導を行なう。統制名称酒については、統制原産地名称研究 が指導を行なう。統制名称酒については、統制原産地名称研究 が指導を行なうが、その他のぶどう酒については、すべ でも広く研究およ の指導を行なうが、その他のぶどう酒については、すべ でも広く研究およ

(d)輸入酒(vins importés) 海外および外国産のぶどう酒として規制される(法典三○六一三一は、すべて輸入ぶどう酒として規制される(法典三○六一三一は、すべて輸入酒(か)を

関法 第一七巻第二号

木村「フランス法における統制原産地名称― ―特に Champa-

gne と Cognac について」法学論集一二巻四・五合併号八〇頁

以下。

Louis Jacquelin et René Poulain, Vignes et vins de France,

Georges Ray, Les vins de France, p. 17-18.

なお、参考文献として、特に注に記したもののほか、本稿(第

一・第二)のため一般的に参考にしたものは次の通り。

100 (1八四)

pellier, 1962; — H. Pestel, Les vins et eaux-de-vie à appella-B. Blanchet, Code du vin et textes viti-vinicoles, Mont-

et sa culture, Paris, 1961;—坂口謹一郎「世界の酒」(昭和三 naud, Biologie du vin, Paris, 1959; — L. Levadoux. La vigne tion d'origine contrôlées en France, Mâcon, 1959; — J. Re-

二年)。——小原巌「ワイン随想」(昭和四一年)。——佐治敬三

-山本千代喜

「洋酒天国・世界の酒の探訪記」(昭和三五年)。 「酒・読本」(昭和三二年)。